

報道関係者各位

島根県社会保険労務士会

平成23年7月20日発表

**島根県社会保険労務士会が
法務大臣認証・民間ADR機関
「社労士会労働紛争解決センター島根」を開設！**

島根県社会保険労務士会（会長：佐藤良一）は、4月5日に法務大臣の認証を、5月17日に厚生労働大臣の指定を受け、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（通称「ADR法」）による認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター島根」を開設した。

開所式を平成23年8月1日（月）15時から、松江東急インで開催する。

・開所式 15：00～15：40、記念講演 16：00～17：00

〔記念講演〕「民間型ADRによる労働紛争解決と社会保険労務士の将来像」

（講演者：青山学院大学法学部 藤川 久昭教授）

◎ 急増する個別労働関係紛争

経済のグローバル化に伴い、国際競争激化の波が我が国の企業に押し寄せている。企業においては、リストラや労働条件の引き下げ、成果主義の導入等、様々な対応を行ったが、その結果、労働者の権利意識、また法令遵守（コンプライアンス）に対する社会的意識の高まりにより、個別の労働者との間に様々な紛争が起きている（個別労働関係紛争）。

◎ 労務管理の専門家の視点で円満解決

社会保険労務士は、労務管理の専門家として日頃から企業において円満な労使関係の構築・維持に貢献してきたが、平成19年4月にADR法が施行されたことから、同法に基づく認証ADR機関として「社労士会労働紛争解決センター島根」を開設、その知見を活かし、発生した個別労働紛争を円満に解決する事業を展開することとした。

同センターが行う手続は、あっせん委員（特定社会保険労務士）が労使双方からの意見を聴取した上で和解契約を締結する「あっせん」方式を採用。裁判によらず簡易・迅速・低廉そして円満に紛争を解決できることが最大の特徴。あっせんは、これまで島根労働局も行っているが、同センターでは毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後5時に行うことで、利用者の利便性の向上を図ることとしている。

～本件に関するお問い合わせ・取材は～ 島根県社会保険労務士会 事務局：桑原
松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階 電話0852-26-0402